

Information

お知らせ

町内会への回覧物 LINE配信を始めます

市民サービスの向上とデジタル化の推進を目的に、令和4年2月より町内会への回覧文書データを市公式LINEで配信します。回覧物のデータをLINEで受信するためには、「受信設定」→「受け取りたい情報」の「お知らせ」を選択していただく必要があります。※回覧物の配布は、これまで通り実施します。

照会 企画政策課
☎0537(85)1161

発電事業を実施する 事業者は届出書の提出を

御前崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例が令和4年4月1日から施行されます。

対象事業

- ・事業区域が1000平方メートル以上の太陽光・バイオマス発電事業
- ・風力発電事業(面積要件なし)

※建築物の屋根や屋上に発電設備を設置する事業は、本条例の対象事業となりません。

届け出・同意 事業者は、あらか

じめ御前崎市長への届け出と市長の同意を得ることが必要です。届け出に際しては、事前に隣接地所有者や町内会など近隣関係者に事業計画を周知していただきます。その結果を届出書に添付してください。

抑制区域 市は、再生可能エネルギー発電事業を実施することのできる区域を、抑制区域に指定しています。抑制区域は、原則事業を実施することができない区域となります。

条例適用時期 本条例は令和4年4月1日以降に着手する事業が対象となります。ただし、届け出から市長同意までに日数を要するため、令和4年3月31日以前でも届出書の提出をすることができます。※詳細は市ホームページで確認してください。

照会 エネルギー政策課
☎0537(85)1134

御前崎港クルーズセミナー を開催します

新型コロナウイルスをはじめとする感染症の終息を見据え、御前崎港にクルーズ船が安全・安心して寄港できるよう、クルーズ船の取り組みについてセミナーを開催

します。

日時 3月2日(水)16時

場所 御前崎市民会館

定員 150人程度

内容 クルーズ船社の安心・安全への取り組みや今後の見通しなど

申込方法 住所、氏名、連絡先を電話もしくはEメールで連絡してください (s-nihonyanagi@local-networks.net)。

申込期限 2月28日(月)

※新型コロナウイルス感染症の状況により、中止する場合があります。

照会 一般社団法人地域振興交流協会(担当:二本柳)
☎080(4294)0830

「春の全国火災予防運動」 を実施します

3月1日(火)から7日(月)までの7日間、令和4年春季全国火災予防運動が実施されます。

令和3年度全国統一防火標語

おうち時間

家族で点検

火の始末

この取り組みの目的は、市民の皆さんに今一度火災予防について

考えていただくとともに、火災の発生、火災による死傷者の減少、財産の損失を防ぐことです。

重点目標

①住宅用火災警報器の設置や維持管理

②野焼き行為の禁止

③燃えやすいものを放置しない

照会 消防本部予防課

☎0537(85)2657

消防署

☎0537(85)2119

電柱の上にカラスの巣を見つけたら連絡を!

春が近くなると、カラスが産卵のために電柱に巣を作ります。巣の中には針金などの金属が入っていることがあり、それが停電の原因となることがあります。電柱の上にカラスの巣を発見した時は、照会先にご連絡ください。



照会 中部電力パワーグリッド株式会社
☎0120(977)230